

第十一講 異邦人の罪（二） 第一章二八節—三二節の研究（四月三日）

羅馬書一章十九節—三二節は、前講に於て説きし如く三段に分つ事が出来る、即ち左の如くである。

第一段（十九節—二三節） 悟性の亂れ（偶像崇拜）

第二段（二四節—二七節） 情性の亂れ（汚穢）

第三段（二八節—三二節） 意志の亂れ（不義）

即ちパウロは異邦人の罪を悟性、情性、意志三者の昏亂に於て眺めたのである、そして悟性の亂れ即ち偶像崇拜を以て情意兩者昏亂の原因と見做したのである、眞に深刻にして正確なる心理的解剖と云ふべきである、今意志の亂れを述べたる二十八節以下を見るに、左の如く記されて居る。

- (28) 彼等心に神を存とむる事を好まざれば神も彼等が邪僻よこしまなる心を抱きて行すまじき事を行なすに任せ給へり、
(29) 凡ての不義、惡惡あくどく、貪婪たんらん、暴恨ばうこんを充たす者、又妬忌と、凶殺、爭鬪きげつ、刻薄こくはくを盈みたす者、
(30) また讒害ざんがい、毀謗きばうをなし神を怨む者、狎侮かふぶ、傲慢、矜夸きやうくわ、譏詐きそ、父母に不孝、
(31) 頑梗ぐわんてい、背約、不情、不慈なる者、
(32)

凡て之等を行ふ者は死罪に當るべき神の判定さだめを知りて尚ほ自ら行ふのみならず亦これを行ふ者をも喜べり。之を前の數節と併せ讀みて寔に峻烈なる罪業彈詰であると云ふべきである、異邦世界の醜惡なる姿はさながらに目前に現はるゝの感なきを得ない、されば之について研究するよりも寧ろ之に顔を背くるを以て得策とすと云ふ人があるかも知れぬ、さりながら聖書の言は何事に關せるものなりとも、聖書の言なるが故に研究すべき値があ

る、加^{「し」のみならず}之この罪惡指摘は罪惡指摘のための罪惡指摘ではない、赦免の恩恵にまで導く中道としての罪惡指摘である、換言すれば罰せんがためのものに非ずして救はんがためのものである、之を譬ふれば滅亡の谷に導くに非ずして生命の山巔^{「さんてん」}に到らしむるために峻絶なる峻坂^{「きん」}を攀^{「よ」}づるが如きものである、故に苟も救拯の達成を我に於ても人に於ても望む者に取つては見落すべからざる箇處である。

罪惡の醜狀を描くこと斯くの如く赤裸々なるはパウロにも似合はぬとことゝ云ふ人があるかも知れない、さりながら赦免を深刻に味ひたる人は罪を見ることが頗る深刻である、赦免の味ひ方淺き人は罪に對する見方も頗る緩慢である。罪惡が如何に恐ろしき者なるかは其赦免の恩恵に接して初めて知るのである、深く此恩恵を味ひたるパウロが罪惡彈責に於て峻烈と見ゆるは固より當然のことである、ましてそれが殺すためならで活すための罪惡舉示なるをや。

二十八節を讀みて「無慈悲なる神かな」と云ふ人あらば其人は全然此節の眞意を誤解せしものである、神は決して「邪僻^{「よこしま」}なる心を抱きて行^{「す」}まじき事を行^{「な」}す」處まで彼等を逐ひ込み給ふたのではない、彼等が「心に神を存^{「と」}むる事を好まざる」結果として——即ち神を認めながら強ひて之を心の外に排逐し續けし當然の結果として——次第に惡の深みに入り進み、警告と懲戒とを以て反省を促さるゝにも係らず頑として罪の筵^{「むしろ」}を去らざるがため、遂に神は一時其手を引きて彼等を放任するに至り「彼等が邪僻なる心を抱きて行^{「す」}まじき事を行^{「な」}すに任せ給ふに及んだのである、「任せ給へり」の原語は *paredōken* (パレードケン) にして二十四節の「付^{「つ」}せり」と同語である(前講参照)、罪の甚しき時は遂に此種の神怒を惹き起すに至るのである、これ眞に神に見放されたとも云ふべき状態

であつて刑罰の甚しきものである、さはれ我等は之を以て神を無慈悲と見るべきでない、何となれば刑罰の目的は常に反省の心を起さしむるにある、刑罰は愛の半面である、そして刑罰は常に當然の結果として起る、二十八節は異邦人の意志昏亂の内的意味を最も合適に且深刻に言ひ表した者である。

二十九節—三十一節には幾つかの罪惡が列擧してある、パウロは斯く異邦人の罪惡を擧示しつゝ彼等の良心に向つて肉迫するのである、之を我等は罪の目録と名づける、そして新約聖書には尚この外にも罪を擧示する處が可成り多いのであるが其中重なるものは左の二である、換言すれば新約聖書中罪の目録は少なくないのであるが、其中大目録と稱すべきものは羅馬書一章二九—三二節の外に尚左の二つがあるのである。

(馬可傳七章二一、二二節)人の心より出づるものは惡念、姦淫、苟合、兇殺、盜竊、貪婪、惡慮、詭譎、好色、嫉妬、謗讟、驕傲、狂妄なり。

(加拉太書五章十九—二二節)それ肉の行は顯著なり、即ち苟合、汚穢、好色、偶像に事ふる事、巫術、仇恨、鬭爭、妒忌、忿怒、分爭、結黨、異端、媚嫉、兇殺、醉酒、放蕩などの如し。

馬可傳所載の罪の目録はイエスに依つて與へられたもので最も組織的なものである、その擧げし罪の數は十三である、加拉太書のもは罪の數十六を算へる、此兩者に比して羅馬書の罪の目録は其數最も多くして二十一種目を掲げてゐる。

羅馬書の罪の目録は寧ろ罪人の目録とも云ふべきものであるが亦罪の目録にもなつて居るのである、そして之はたゞ雜然と罪を列擧したのではない、之に整然たる系統ありて正確なる順序の下に掲げられたものである、今

これを左の如き表を以て表はすことが出来る。

罪の總稱_二不義

罪の總体_二暴很、惡慝、貪婪

嫉妬の罪_二妬忌、兇殺、爭鬪、詭譎、刻薄

讒誣の罪_二讒害、毀謗（怨神？）

傲慢の罪_二狎侮、傲慢、矜夸、（譏詐）

不實の罪_二不孝、不法、不信、不情、不慈

此表にありては和譯聖書の文字を改めしものが二三ある、即ち「神を怨む」とあるを便宜上「怨神」と云ふ熟語に改め、次に「頑梗」を不法と改め、「背約」を不信と改めてある、又此目錄中馬可傳に於てイエスの與へたる目錄に含まるゝものと同じ罪は、兇殺、貪婪、惡慝、詭譎、嫉妬（妬忌）の五である、他の十六は皆パウロの新たに擧げしものであるのに注意すべきである。

パウロは先づ「凡ての不義」と云ひて罪の總稱を掲げたのである、抑も二九—三一節は人の意志昏亂の結果としての罪業を記したものである、そして意志の昏亂は人間が相互に對する不義として現はれる、謂ゆる倫理上の罪である、故に之を總稱して「凡ての不義」と云ふは頗る適切であると云ふべきである、貝原益軒が「仁とは善の總名なり」と云ひて、仁を以て凡ての善を一括せしと相似て、パウロは茲に不義の一語を以て人間相互に對して犯す諸罪を一括したのである、斯く、先づ概括的の語を掲げ、然る後分析的説明に入るは、パウロの特徴であ

る。

次にパウロは「惡慝、貪婪、暴很」と云ふた、この三つの罪の順序は原本に依て相違あるため種々の説があるが多分「暴很、惡慝、貪婪」とあるのが正確であると思ふ、そして此三は實に「罪の總體」と稱すべきである、凡ての不義を分ちて此三にすることが出来る、この三の中に人間相互間の凡ての罪惡を分類し得るのである、即ち是れ罪の總體である。

暴很(原語 κακία, 英語 maliciousness)は未だ行として現はれざる心の中の惡毒を云ふ、惡行でなくして惡性である、内に潜むと雖も種々の惡行を産み易きものにして惡事の根原とも稱すべきものである、これ心中に蟠^{わたか}まる苦き毒にして、内に潜みては心を汚し外に現はれては人を傷つ來くるものである、眞に恐るべき惡の根である。

惡慝(原語 πορνεία, 英語 wickedness)は、惡が行として外に現はれしものを云ふ、不義の源なる暴很より發出し來つて事實的に人を傷つるところのものを指す、しかも利慾のために惡事を行ふにあらずして惡のために惡を行ふ事、即ち他を苦むるを以て快樂とする處の惡事遂行である、最も根深き、最も執拗なる、最も罪深き所の惡行爲である。

貪婪(原語 πλεonexία, 英語 covetousness)は、他人の所有物を我物としたしと願ひ且此願を實現せんとする事である、これ人の所有權^(権利)を害ひ人の物を我物となさんとする罪にして、今の社會に最も廣く行はるゝもののである、これ正道を踏まずして物慾の飽滿を願ふことにして其含む範圍の廣き罪である、十誡第十條は「汝

その隣の家を食ふ勿れ」と特に此罪を戒めたのである。

以上、暴恨、惡慝、貪婪は罪の總體である、凡ての罪惡は此三の中に含有されてゐる、パウロが妬忌以下に記したる十七罪は此三者の詳密なる分類と見ることが出来るのである、その第一類は「嫉妬の罪」にして其中に妬忌、兇殺、争鬭、詭譎、刻薄の五種を含んで居る、妬忌は普通に謂ゆる嫉妬である、即ち嫉妬系の罪の中の主體である、嫉妬の罪が未だ外に現はれずして心の中に潜んで居る時が妬忌である、人の良き物（有形無形の）に對して惡しき眼を向け、人の優秀強所を見て心に暗黒なる思ひを抱くことを云ふのである、この妬忌が外に現はれて最も甚しきに至つたものが兇殺である、人を殺す罪である、妬忌は進んで憎惡となり憎惡は進んで兇殺となる、妬忌を徹底せしめしものが兇殺である、カインが其兄アベルを殺したるは其最も好き例の一である。

パウロは嫉妬系の罪の五種を擧ぐるに當つて先づ其内に潜む形なき所の妬忌を擧げ、次ぎには其最も甚しきに至つた所の兇殺を擧げた、かく彼は初より出發して一足飛びに終に至つた、然る後回顧して初と終の中道にある所の三つの罪を擧げるのである、其第一は争鬭である、妬忌の外に發して兇殺ほど甚しきに至らぬ時は争鬭として續いてゆく、小は個人間の争より、大は國家間の争に至るまで——其間に家と家との争、村と村との争、政黨と政黨との争等幾つも争鬭が介在する——多くは妬忌の結果である、口を以て筆を以て劍を以て其他種々の道を以て人は其競争者に對する妬忌の故に争鬭に耽るのである、次ぎは詭譎である（英語の *deceit*）、偽を以て人を欺くこと、陰險なる手段を廻らす事等を指す、之は敵を倒さんために用ふる惡事であつて、つまり妬忌の外に現はれし姿の一である、次ぎは刻薄である、之の原語を *κακολογία*（コローサイア）と云ふ、惡意を以て凡

ての事柄に對する事を云ふ、如何なる善に對しても其動機及び其性質の中に惡を充分に認める事である、これ即ち妬忌の然らしむる所であつて、人の良善を嫉むあまり其に惡の衣を着せずしては心安きを得ないのである、換言すれば嫉妬のあまり凡ての物事を惡と見るが此罪であつて、是れ即ち自己心中の惡を他に投影したのである。

次にパウロは讒害、毀謗の二罪を掲げた、これを總括して「讒誣の罪」と見ることが出来る。讒害とは謂ゆる陰口である、公然として人を罵るにあらず、陰でこそその人の惡評をする事である、これ密かに人の耳より惡毒を注入する事であつて間接に人を傷ける罪である、之に對して毀謗とは公然人の惡を傳へて正面より人の名譽と地位を傷ける事である、即ち私ひそかに行ふ讒誣が讒害であつて公けに行ふ讒誣が毀謗ある、共に人を傷けんとする惡意より出でし罪である、讒誣系の此の二つの罪はパウロを常に取り圍んだものである、彼は常に敵人の中傷讒誣に煩はされた人であつた、殊にパウロの敵人たりし猶太人なる者は元來この種の罪に秀でた民族である、彼は執拗にして而も巧妙なる讒害と毀謗のために幾度か其事業と名譽とを傷けられんとしたのである、哥林多後書の如きは格別にも此事を明瞭に語る文書である。

次に掲げらるゝは「神を憎む」罪である、原語 *θεοστυμης* (セオスツガイス) は「神を憎む者」と譯すことも出来、「神に憎まるゝ者」と譯する事も出来る、其ために學者間に種々の見方が起つた、そして「神を憎む者」と云ふも「神に憎まるゝ者」と云ふも如何なる人を指すか共に餘り明瞭でない、とにかく茲に一つの解し難き語が挿まつて居るのである。

ゴオデーは「神を憎む者」と見て最も大なる傲慢、即ち神の上に己れを置く者を指すと解してゐる、然

るにマイヤーは「神に憎まるゝ者」と見て、パウロは之まで異邦に行はれる各種の罪を挙げ來つて自ら其醜狀に呆れし如く、嫌惡の情に堪へ兼ねて「神に憎まるゝ者よ！」と間投的に言ふたのであらうと推定してゐる、ビートはマイヤーに同意してゐる、或は又パウロが讒害毀謗と二つの罪を挙げ來つた時、自己の上に多年加へられし此罪を想起し、根も葉もなき惡評が如何に彼の傳道を妨げしかを思ひて、その辛き經驗の上に敵人の醜惡なる姿の鮮かに映れるを見て「神に憎まるゝ者よ！」と思はず一語を挿んだのであるかも知れない。

次ぎは「傲慢の罪」であつて其中に三つの罪が含まれて居る、狎侮[○]とは人を賤視し、人に辱めを加へ、人に非禮の事をなし、人を愚弄して快とする罪を云ふ、傲慢罪が惡意的に人に向つて發せられたものである、傲慢[○]（狭義に云ふ）は謂ゆる高ぶりである、即ち自己の優越の感を心の中に抱くことである、高ぶりが心の中に止つて居る間は別に人に對して害を爲さぬのであるが、自己自身は之がために種々の損害を受け間接に種々の不義の源となるのである、又外に發して狎侮[○]となつて人を害し易きものである、そして口を以て此傲慢を外に發表するのが矜夸[○]である、己を高しとし人を侮り大言壯語して自ら快とする罪である、傲慢即ち高ぶりに對して之を誇りと云ふことが出来る。

傲慢系の罪たる此三者を掲し後パウロは譏詐[○]の罪を擧げた、之は傲慢に屬する罪であるかも知れぬ、或はさうでないかも知れぬ、此點を定むる事は困難であるが、人は傲慢の結果往々にして惡の遂行に陷るものである故之れを傲慢系の罪と見て大過なかうと思ふ、譏詐と云ふ譯字は不十分である、一生涯の間他人に對して惡事を爲

さうと謀り続けることを意味する（ゴオデー）、まことに罪惡の甚しきものであつて惡魔的であると云ふべきである。

最後に記されしは「不實の罪」である、即ち誠實缺乏の罪である、此系統の罪の第一は不孝である、父母に對して從順ならざる事、實意の足らざる事、愛の缺乏せる事である、第二は不法である、これは法に適はざる氣儘な行爲に出づる事であつて社會の秩序安寧を亂す結果を生み易きものである、社會に對する誠實缺乏の罪である、第三は不信である、約束を縱^{ほしま}に破り信任を裏切る事であつて、友人同僚等に對する不實の罪である、第四は不情である、之は人間自然の愛情を缺ける事を意味する語であつて、親が子に對し子が親に對し、夫が妻に對し妻が夫に對し、兄弟が相互に對して實意と愛を缺ける事である、即ち家族間に於ける誠實缺乏の罪である、第五は不慈である、之は謂ゆる不人情の罪であつて、冷酷^{れいこ}を意味する語である、社會に於ける人間相互の關係に於て——殊に憐みを與ふべき地位の者より憐みを受くべき地位の者に對して憐みを與へざる罪である、奴隸に對して暴壓を加へし主人、鬪技を觀て快とせし上流人士等、いづれも是れパウロの時代に於ける不慈なる者であつたのである。

以上がパウロの「罪の目錄」の大體の説明である（委細は『研究十年』三五三頁以下に明かである）、そして此目錄を一見した時如何にそれが「モーセの十誡」と聲息相通ずるものであるか分る、掲げし罪の多くは畢竟するに十誡の孰れか一に背くことである、以てパウロの心に深く十誡の存せし事を知るに足るのである。

パウロは右の如く二十一種の罪惡を摘示した後に於て一の大なる斷案を下して云ふた、「凡て之等を行ふ者は死

罪に當るべき神の判定さだめを知りて、尚自ら行ふのみならず又これを行ふ者をも喜べり」と、これ三十二節である、忘るべからざる事は之が異邦人の罪を責めし箇處の最後の語であることである、さらばパウロの此言は餘に嚴酷ではないか、異邦人は果して「之等を行ふ者は死罪に當るべき神の判定」を知つて居たのであらうか、これ明かに一の問題である。

茲に「死罪」とあるは寧ろ單に「死」とすべきである、死罪の語は此世の法律上に於ける死刑を意味するものと思はるゝ嫌ひがある（改譯聖書も依然死罪の譯字を用ひて居るのは遺憾である）、之は單に「死」と譯すべき場合である、そして此「死」は靈魂上の滅亡を意味する語であるに相違ない、何となれば前掲の二十一種の罪惡中肉體の死（即ち法律上の死刑）に該當すべき罪は極めて少ないからである、而して異邦人と雖も不義の結果は靈魂の滅亡を生むべしとの神の判定を決して知つて居なかつたのではない、彼等の中の哲人賢者は此事を知りて此事を民に教へ、彼等の中の宗教家は死後の刑罰を説きて現世に於ける道義の勧めをなした、歴史は明かに此事を我等に示して居る、のみならず凡そ人間としての本具の感覺の上に神の此律法おきての存在はおのづと察知し得らるゝ事であつた、然り彼等は慥に不義を行ふ者に滅亡の臨むべしとの神法を知つてゐた、然るに彼等は此事を知りながら之等の不義を敢て行ふのみならず、之を行ふ者をも喜ぶといふ昏迷の中に住んでゐる、あゝその迷ひの深さよ！罪の恐ろしさよ！パウロは半の憤りと半の憐みとを以て此斷案を下したのである。

人よ彼れパウロを稱して峻酷となす勿れ、又同情のみを以て此不信社會を見る勿れ、彼の強き斷案そのまゝが現代社會の實狀なる事を我等は認めざるを得ないのである、我利のために凡てを犠牲にして憚らざる社會の醜き

姿は、その各種の不義が其人々を靈魂の滅亡に導くだけの充分の力ある事を我等に教へる、世の人はこの刑罰としての死を豫感し或は知悉しつゝも渴者が水を呑むが如くに敢て不義を呑みて憚らぬのである、そして我と等しく不義を行ふ者あれば之を見て大に喜ぶのである、これ實にパウロ時代の異邦社會の實狀であり、又今日の不信社會の實狀である、パウロの言は決して過酷ではないのである。

最後に残されし一の問題がある、我等も亦かゝる社會の一員にして同じ不義を犯す者ではないか、若し果して然らば我等は如何にしたならば可いのであるかと、これ明かに一の問題である、我等はパウロの數へし二十一の罪を悉く犯す者でないかも知れぬ、しかし五十歩百歩の争は此際不用である、とにかく我等は明かに不義を犯す者、我等は罪人である、然らば如何にすべき、甘じて滅亡の未來を待つべきか、そは堪へ難い、然らば死を變へて生となすの工夫は何處にあるか、これ重大なる疑問である。

そして勿論此疑問に答へるものは聖書である福音である、我等はイエスの十字架を仰ぎ瞻て罪の赦免を得ると共に、又イエスを仰ぎ瞻て罪を脱するの道に入るべきである、自己の努力如何に強烈を加ふるも我等は罪を取除くことは出来ない、主イエスを心に迎へて彼が我の主人公となつた時彼が我にありて——換言すれば我が彼にありて——罪を脱することが出来る、義を行ふ事が出来る、心に神の國が建設せらるゝ時我等はおのづと怨恨を忘れ、嫉妬を除かれ、傲慢は失せ、不實より離るゝに至る、故に我等は自力を以て一つ一つの罪より脱しようとするべきでない、之は百年河清を待つゝの類であつて、努むれば努むるほど却て深みに陥没する事である、我等は唯主イエスキリスト——神の獨子にして又人類の主なる、そして惡魔を征服し罪と死の權威を滅ばして勝利の榮冠を

得たる彼れイエスキリストを信じ、頼み、仰ぎ瞻るべきである、我心靈の戸を充分に開きて彼を我心に迎へ、彼をして全く我を占領せしむべく計ればよい、其時神の靈我れを環^{めぐ}り照して我は不義を脱し善を行ひ得るのである。

基督教は果して今の社會に於て實行し得らるべき宗教なるか、その道德律は到底現代の如き物質本位の社會に於て守り得べき者でないのではあるまいかと、これ墮落せる現代が其代表者たる識者をして發せしむる言である、答へて云ふ、然りと、又曰ふ否と、基督教道德は到底我等が自己^{△△△}の力を以ては實行し得るものではない、しかし乍ら一度我等に眞の信仰起りてイエスの靈來つて我等を占め我等に代るに至らんか、これ自然と實行し得らるゝ事である。

ロマ書一章十九節―三二節は、前の講義で述べたように、次の三つの段落に分けることができる。

第一段（十九節―二三節）…悟性の乱れ（偶像崇拜）

第二段（二四節―二七節）…情性の乱れ（汚穢）

第三段（二八節―三二節）…意志の乱れ（不義）

パウロは異邦人の罪を、悟性、情性、意志の三つが昏乱こんらんしている点から捉えた。そして、悟性の乱れ、すなわち偶像崇拜を、情性と意志が昏乱する原因であると見なした。これは実に深刻かつ正確な心理的解剖であるといえる。今、意志の乱れを述べている二十八節以降を見ると、次のように記されている。

(28) 彼らは神を知ることには価値を認めなかったため、神は彼らに無価値な思いに引き渡

されました。それで彼らは、してはならないことを行っているのです。(29) あらゆる不義、悪意、強欲、残

忍さに満ちた者、また、嫉妬、殺人、争い、欺瞞、冷酷さにあふれた者、(30) また、中傷や悪口を言い、神を恨む

者、人を侮辱し、傲慢で、自慢し、あざけり欺き、親に不孝な者、(31) 頑なで、約束を破り、人情がなく、思い

やがない者、(32) 彼らは、そのような行いをする者たちが死に値するという神の定めを知りながら、

自らそれを行っているだけでなく、それを行う者たちに同意もしているのです。

これを前の数節と合わせて読むと、本当に峻烈な罪業の弾劾であるといえる。異邦世界の醜惡な姿が目の前にあ

りありと現れるような感覚を覚える。それゆえ、これについて研究するよりも、むしろ顔を背けるほうが賢明だという人がいるかもしれない。しかしながら、聖書の言葉は、何に關するものであれ、聖書の言葉であるからには研究する価値がある。加えて、この罪惡の指摘は、罪惡を指摘するための罪惡の指摘ではない。赦しの恵みにまで導く中間点としての罪惡の指摘である。言い換えれば、罰するためではなく、救うためのものである。これを例えるならば、滅亡の谷に導くのではなく、生命の山頂に到達させるために、険しい坂を登るようなものである。したがって、自らも他者も救いの達成を望む者にとっては、見過ごすことのできない箇所である。罪惡の醜い姿を、ここまで赤裸々に描くのはパウロらしくないという人がいるかもしれない。しかし、赦しを深く味わった人は、罪を見る目も非常に深刻である。赦しの味わい方が浅い人は、罪に対する見方も非常に緩慢である。罪惡がいかにも恐ろしいものであるかは、その赦しの恵みに接して初めて知るのである。深くこの恵みを味わったパウロが、罪惡の弾劾において峻烈に見えるのは、元より当然のことである。ましてそれが、殺すためではなく、生かすための罪惡の提示であるからなおさらである。

二十八節を読んで「無慈悲な神だ」という人がいるなら、その人はこの節の真意を全く誤解している。神は決して「彼らのよろしくない思いに引き渡され、その結果、彼らはしてはならないことをする」ところまで彼らを追い込んだのではない。彼らが「神を心に留めることをよしとしなかった」結果として、すなわち、神を認めながらも無理にそれを心の外へ追い出し続けた当然の結果として、次第に惡の深みに入り込み、警告や懲らしめによって反省を促されても、頑として罪の席を去らないために、ついに神は一時的に手を引いて彼らを放任するに

至り、「彼らのよろしくない思いに引き渡され、その結果、彼らはしてはならないことをする」のに任せたのである。「引き渡され」の原語は *paredōken* (パレドークェン) で、二十四節の「引き渡された」と同語である(前回の講義を参照)。罪が甚だしい時には、ついにこの種の神の怒りを引き起こすに至る。これはまさに神に見放されたともいうべき状態であつて、刑罰の中でも甚だしいものである。とはいえ、私たちはこれを神の無慈悲と見るべきではない。なぜなら、刑罰の目的は常に反省の心を起こさせることにある。刑罰は愛の半面であり、常に当然の結果として起こる。二十八節は、異邦人の意志の昏乱の内的意味を、最も適切かつ深刻に言い表したものである。

二十九節～三十一節には、いくつかの罪惡が列举してある。パウロは、このように異邦人の罪惡を挙げ示すことで、彼らの良心に迫っている。私たちはこれを罪の目録と名づける。新約聖書には、この他にも罪を挙げ示している箇所がかなり多いが、その中で主要なものは次の二つである。言い換えれば、新約聖書の中に罪の目録は少なくないが、その中で大目録と称すべきものは、ロマ書一章二九節～三一節の他に、なお次の二つがある。

(マルコの福音書七章二一節、二二節)人の心の中から、悪い考えが出て来ます。淫らな行い、盗み、殺人、姦淫、貪欲、悪行、欺き、好色、ねたみ、ののしり、高慢、愚かさである。

(ガラテヤ人への手紙五章十九節～二二節)肉のわざは明らかです。すなわち、淫らな行い、汚れ、好色、偶像礼拝、魔術、敵意、争い、そねみ、憤り、党派心、分裂、分派、ねたみ、泥酔、遊興、そういった類のものです。

マルコの福音書に載っている罪の目録は、イエスによって与えられたもので、最も組織的である。挙げられた罪の数は十三である。ガラテヤ人への手紙のものは、罪の数が十六を数える。この二つと比べて、ロマ書の罪の目録は、その数が最も多く、二一の種目を挙げている。

ロマ書の罪の目録は、むしろ罪人の目録ともいうべきものであるが、同時に罪の目録にもなっている。そしてこれは、ただ雑然と罪を列挙したのではなく、これには整然とした系統があり、正確な順序の下に挙げられたものである。今これを次のような表で表すことができる。

罪の総称||不義

罪の総体||暴很、惡慝、貪婪（乱暴 惡意 強欲）

嫉妬の罪||妬忌、兇殺、爭鬭、詭譎、刻薄（ねたみ 殺人 争い 欺瞞 冷酷）

讒誣の罪||讒害、毀謗（怨神？）（讒言 中傷（神を憎む））

傲慢の罪||狎侮、傲慢、矜夸、（譏詐）（侮辱、傲慢、自慢（あざけり））

不実の罪||不孝、不法、不信、不情、不慈（親不幸 不信 冷酷 不親切）

この表では、和訳聖書の文字をいくつか改めたものがある。「神を怨む」とあるのは、便宜上「怨神」という熟語に改めた。次に「頑梗」を不法と改め、「背約」を不信と改めた。また、この目録の中でマルコの福音書におけるイエスが与えた目録に含まれるものと同じ罪は、殺人、貪欲、惡意、欺き、ねたみの五つである。残りの十六は、すべてパウロが新たに挙げたものであることに注意すべきである。

パウロはまず「あらゆる不義」と言つて、罪の総称を挙げた。そもそも二九節～三一節は、人の意志の昏乱の結果としての罪業を記したものである。そして意志の昏乱は、人間が相互に対して犯す不義として現れる。いわゆる倫理上の罪である。それゆえ、これを総称して「あらゆる不義」というのは非常に適切であるといえる。貝原益軒が「仁とは善の総名なり」と言つて、「仁」をもつてすべての善を一括したのと似て、パウロはここに「不義」の一語をもつて、人間相互に対して犯す諸罪を一括したのである。このように、まず概括的な語を挙げ、しかる後に分析的な説明に入るのは、パウロの特徴である。

次にパウロは「悪慝、貪婪、暴很」と言つた。この三つの罪の順序は、原本によつて相違があるため諸説があるが、おそらく「暴很、悪慝、貪婪」とあるのが正確であると思う。そしてこの三つは、実に罪の総体と称すべきである。あらゆる不義を分けて、この三つにすることができると。この三つの中に、人間相互間のあらゆる罪惡を分類し得るのである。すなわち、これこそ罪の総体である。

暴很（原語 *kakia*、英語 *maliciousness*）は、まだ行いとして現れていない心の中の惡毒をいう。悪行ではなく悪性である。内に潜んでいるとはいへ、様々な悪行を生み出しやすいもので、惡事の根源とも称すべきものである。これは心中にわだかまる苦い毒であり、内に潜んでは心を汚し、外に現れては人を傷つけるものである。まことに恐るべき惡の根である。

惡慝（原語 *poneria*、英語 *wickedness*）は、惡が行いとして外に現れたものをいう。不義の源である惡意から発し、事実に人を傷つけるところのものを指す。しかも、利欲のために惡事を行うのではなく、惡のために惡を

行うこと、すなわち他を苦しめることを快樂とする悪事の遂行である。最も根深く、最も執拗で、最も罪深い悪の行為である。

貪婪（たんらん 原語 プレオネキシア pleonexia, 英語 covetousness）は、他人の所有物を自分のものにしたいと願ひ、かつこの願ひを実現しようとするものである。これは人の所有権を損ない、人の物を自分のものにしようとする罪であつて、今の

社会に最も広く行われているものである。正道を踏まずに物欲の飽満を願うことで、その含む範囲の広い罪である。十戒の第十条は「あなたは、隣人の家をむさぼつてはならない」と、特にこの罪を戒めたのである。

以上、暴很、悪慝、貪婪は罪の総体である。あらゆる罪惡はこの三つの中に含まれている。パウロが妬忌（とぎ）以下に記した十七の罪は、この三者の詳細な分類と見ることができる。その第一類は「嫉妬の罪」で、その中に妬忌、兇殺（きようさつ）、争鬭（そうとう）、詭譎（きげつ）、刻薄（こくはく）の五種を含んでいる。妬忌は、一般にいう嫉妬である。すなわち、嫉妬系の罪の中の主体である。嫉妬の罪がまだ外に現れず、心の中に潜んでいる時が妬忌である。人の良い物（有形無形の）に対して悪い目を向け、人の優秀な点や強みを見て心に暗黒なる思を抱くことをいう。この妬忌が外に現れて最も甚だしいに至ったものが兇殺である。人を殺す罪である。妬忌は進んで憎惡となり、憎惡は進んで兇殺となる。妬忌を徹底させたものが兇殺である。カインがその兄アベルを殺したのが、その最も良い例の一つである。

パウロは嫉妬系の罪の五種を挙げるにあたって、まず内に潜む形のない妬忌を挙げ、次に最も甚だしいに至った兇殺を挙げた。このように彼は最初から出発して一足飛びに最後に到達した。しかる後、振り返つて最初と最後の中間にある三つの罪を挙げるのである。その第一は争鬭である。妬忌が外に現れて殺人にまで至らない時は、

争闘として続いていく。小は個人間の争いから、大は国家間の争いに至るまで——その間に家と家との争い、村と村との争い、政党と政党との争いなどいくつも争いが介在する——多くは妬忌の結果である。口で、筆で、剣で、その他様々な手段で、人はその競争者に対する妬忌のゆえに争闘にふけるのである。次は詭譎である（英語の *deceit*）。偽りをもって人を欺くこと、陰險な手段を巡らすことなどを指す。これは敵を倒すために用いる悪事であつて、つまり妬忌が外に現れた姿の一つである。次は刻薄である。この原語を *kokoeheia*（ロヘーサイア）という。悪意をもってすべての事柄に対応することという。いかなる善に対しても、その動機やその性質の中に悪を十分に認めることである。これこそ、妬忌がそうさせるのであつて、人の良善をねたむあまり、それに悪の衣を着せずにいられないのである。言い換えれば、嫉妬のあまり、すべての物事を悪と見るのがこの罪であつて、これはすなわち自己の心中の悪を他者へ投影したのである。

次にパウロは讒害、毀謗の二罪を挙げた。これを総括して「讒誣の罪」と見ることが出来る。讒害とは、いわゆる陰口である。公然と人をののしるのではなく、陰でこそそと人の悪評をすることである。これは密かに人の耳に悪毒を注入することであつて、間接に人を傷つける罪である。これに対して毀謗とは、公然と人の悪を伝え、正面から人の名誉と地位を傷つけることである。すなわち、ひそかに行う讒誣がうわさをする者であり、公に行う讒誣が毀謗である。共に人を傷つけようという悪意から出た罪である。讒誣系のこの二つの罪は、パウロを常に取り囲んだものである。彼は常に敵人の中傷や讒誣に悩まされた人であつた。特にパウロの敵であつたユダヤ人なる者は、元来この種の罪に秀でた民族である。彼は執拗で、しかも巧妙な讒害と毀謗のために、何度か

その事業と名譽とを傷つけられようとしたのである。コリント人への手紙第二などは、特にこのことを明瞭に語る文書である。

次に挙げられているのは「神を怨む」罪である。原語 *theosugis*（セオスツガイス）は、「神を憎む者」と訳すこともでき、「神に憎まれる者」と訳することもできる。そのために学者間に様々な見方が起こった。そして「神を憎む者」といっても「神に憎まれる者」といっても、どのような人を指すのか、共にあまり明瞭ではない。とにかくここに一つの解し難い語が挿入されているのである。

ゴオデーは「神を憎む者」と見て、最も大きな傲慢、すなわち神の上に自分を置く者を指すと解している。

一方、マイヤーは「神に憎まれる者」と見て、パウロはそれまで異邦人に行われる各種の罪を挙げ連ねてきて、自らその醜い姿に呆れたように、嫌惡の情に堪えかねて「神に憎まれる者よ！」と間投詞的に言ったのであろうと推定している。ビートはマイヤーに同意している。あるいはまた、パウロがうわさをする者、そして者と二つの罪を挙げ連ねてきた時、自分自身に長年加えられたこの罪を想起し、根も葉もない悪評がどれほど彼の伝道を妨げたかを思い、その辛い経験の上に敵人の醜惡な姿が鮮やかに映るのを見て「神に憎まれる者よ！」と思わず一語を挿し入れたのかもしれない。

次は「傲慢の罪」であって、その中に三つの罪が含まれている。狎侮^{かふ}とは、人を卑しめ、人に辱めを加え、人に非礼な行いをし、人を愚弄して快とする罪をいう。傲慢の罪が悪意的に人に向かって発せられたものである。傲慢（狎義にいう）は、いわゆる高ぶりである。すなわち、自分の優越の感覺を心の中に抱くことである。高ぶ

りが心の中に止まっている間は、特に対人関係で害をなすわけではないが、自分自身はそれによって様々な損害を受け、間接に様々な不義の源となるのである。また外に発して暴行となつて、人を害しやすいものである。そして、口をもつてこの傲慢を外に発表するのが矜夸きょうくわである。自分を高い者とし、人を侮り、大げさなことを言つて自ら快とする罪である。傲慢すなわち高ぶりに対して、これを誇りということが出来る。

傲慢系の罪であるこの三つを挙げた後、パウロは譏詐ぎその罪を挙げた。これは傲慢に属する罪であるかもしれないし、そうでないかもしれない。この点を定めることは困難であるが、人は傲慢の結果、往々にして惡の遂行に陥るものであるから、これを傲慢系の罪と見ても大過はないと思う。「惡事を企む者」という訳し方は不十分である。原語は「惡事の計画」という意味である。一生涯の間、他人に対して惡事をしようと謀り続けることを意味する（ゴオデー）。まことに罪惡の甚だしいものであつて、惡魔的であるといえる。

最後に記されているのは「不実の罪」である。すなわち誠実の欠如の罪である。この系統の罪の第一は不孝である。父母に対して従順でないこと、誠意の足りないこと、愛の欠如したことである。第二は不法である。これは法に適わない気ままな行爲に出ること、社会の秩序や安寧を乱す結果を生みやすいものである。社会に対する誠実の欠如の罪である。第三は不信である。約束を勝手に破り、信用を裏切ることであつて、友人、同僚などに対する不実の罪である。第四は不情である。これは人間自然の愛情を欠くことを意味する語であつて、親が子に対して、子が親に対して、夫が妻に対して、妻が夫に対して、兄弟が相互に対して誠意と愛を欠くことである。すなわち、家族間における誠実の欠如の罪である。第五は不慈である。これは、いわゆる不人情の罪であつて、

冷酷を意味する語である。社会における人間相互の関係において、特に憐れみを与えるべき地位の者から、憐れみを受けるべき地位の者に対して、憐れみを与えない罪である。奴隷に対して暴圧を加えた主人、闘技を観て快とした上流人士などは、いずれもパウロの時代における不慈なる者であったのである。

以上がパウロの「罪の目録」の大体の説明である（詳細は『研究十年』三五三頁以下に明らかである）。そしてこの目録を一見した時、それがどれほど「モーセの十戒」と共通しているかがわかる。挙げられた罪の多くは、結局のところ、十戒のいずれか一つに背くことである。これをもって、パウロの心に深く十戒が存在していたことを知るのに十分である。

パウロは、右のように二十一種の罪惡を摘示した後に、一つの大きな断案を下して言った。「彼らは、そのような行いをする者たちが死に値するという神の定めを知りながら、自らそれを行っているだけでなく、それを行う者たちに同意もしているのです」と。これが三十二節である。忘れてはならないことは、これが異邦人の罪を責めた箇所の最後の言葉であることである。そうすると、パウロのこの言葉はあまりに厳酷ではないだろうか。異邦人は果たして「そのようなことを行う者が死に値するという神の定め」を知っていたのだろうか。これは明らかに一つの問題である。

ここで「死に値する」とあるのは、むしろ単に「死」とすべきである。「死に値する」の語は、この世の法律における死刑を意味するものと思われる嫌いがある（改訳聖書も依然「死に値する」の訳語を用いているのは遺憾である）。これは単に「死」と訳すべき場合であり、そしてこの「死」は、靈魂上の滅亡を意味する語であるに違

いない。なぜなら、前述の二種類の罪惡の中で、肉体の死（すなわち法律上の死刑）に該当すべき罪は極めて少ないからである。そして、異邦人といえども、不義の結果は靈魂の滅亡を生むという神の定めを、決して知らなかったのではない。彼らの中の哲人や賢者はこのことを知って、このことを民に教え、彼らの中の宗教家は死後の刑罰を説いて、現世における道義を勧めた。歴史は明らかにこのことを私たちに示している。それだけでなく、およそ人間としての本具の感覚の上に、神のこの律法の存在はおのずと察知し得ることであつた。然り、彼らは確かに、不義を行う者に滅亡が臨むという神の律法を知っていた。それなのに、彼らはこのことを知りながら、これらの不義をあえて行うだけでなく、これを行う者をも喜ぶという昏迷の中に住んでいる。ああ、その迷いの深さよ！罪の恐ろしさよ！パウロは半ばの憤りと半ばの憐れみとをもつて、この断案を下したのである。

人よ、彼パウロを峻酷と称してはならない。また、同情のみをもつてこの不信の社会を見てはならない。彼の強い断案そのまゝが、現代社会の実際の状況であることを私たちは認めざるを得ない。我利（自分の利益）のためにすべてを犠牲にすることを憚らない社会の醜い姿は、その各種の不義が、その人々を靈魂の滅亡に導くだけの十分な力があることを私たちに教える。世の人は、この刑罰としての死を予感し、あるいは熟知しつつも、渴いた者が水を飲むように、あえて不義を飲み込んで憚らないのである。そして、自分と同じように不義を行う者があれば、これを見て大いに喜ぶのである。これは実にパウロ時代の異邦社会の実際の状況であり、また今日の不信社会の実際の状況である。パウロの言葉は決して過酷ではないのである。

最後に残された一つの問題がある。私たちもまた、このような社会の一員であつて、同じ不義を犯す者ではな

いか。もし本当にそうであるならば、私たちはどうしたらよいのだろうか。これは明らかに一つの問題である。私たちはパウロが数え上げた二一の罪をすべて犯す者ではないかもしれない。しかし、五十歩百歩の争いはこの際不要である。とにかく私たちは明らかに不義を犯す者、私たちは罪人である。然るならば、どうすべきか。甘んじて滅亡の未来を待つべきか。それは耐え難い。然るならば、死を変えて生とする工夫はどこにあるのか。これは重大な疑問である。そしてもちろん、この疑問に答えるものは聖書であり福音である。私たちはイエスの十字架を仰ぎ見て、罪の赦しを得ると共に、またイエスを仰ぎ見て、罪を脱する道に入るべきである。自己の努力がいかに強烈に力を加えても、私たちは罪を取り除くことはできない。主イエスを心に迎え、彼が私たちの主人公となった時、彼が私たちの内にあって、——言い換えれば私たちが彼の内にあって——罪を脱することができ。義を行うことができる。心に神の国が建設される時、私たちはおのずと怨恨を忘れ、ねたみを除かれ、傲慢は失せ、不実から離れるに至る。それゆえ、私たちは自力をもつて一つ一つの罪から脱しようとすべきではない。これは「百年河清を待つ」（いつまでも実現しないことを待つこと）の類であって、努めれば努めるほど、かえって深みに陥没することである。私たちはただ主イエス・キリスト——神の独り子にしてまた人類の主なる、そして悪魔を征服し、罪と死の権威を滅ぼして勝利の栄冠を得た彼イエス・キリストを信じ、頼み、仰ぎ見るべきである。私たちの心霊の戸を十分に開いて彼を私たちの心に迎え、彼に完全に私たちを占領させるように計らえばよい。その時、神の霊が私たちを取り囲み照らして、私たちは不義を脱し、善を行い得るのである。

キリスト教は果たして今の社会において実行し得る宗教であるのか。その道德律はどうてい現代のような物質

本位の社会において守り得るものではないのか。これは墮落した現代がその代表者たる識者をして発せしめる言葉である。答えていう。「然り」と。また「否」ともいう。キリスト教道徳は、とうてい私たち自身の力をもつては実行し得るものではない。しかしながら、ひとたび私たちに真の信仰が起こり、イエスの霊が来て私たちを占め、私たちに代わるに至るなら、それは自然と実行し得ることなのである。